

# 令和4年第11回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年10月12日（水） 午前10時

2 開催場所 五所川原市役所2階 会議室2BC

3 出席委員 15名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大

3番 外崎 高逸

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

10番 工藤 昇

12番 阿部 喜代志

13番 小笠原 進

15番 柳原 一夫

16番 白戸 裕丈

17番 中谷 徳善

18番 小野 列子

欠 席

2番 乗田 栄一

6番 秋谷 諭

9番 一戸 孝志

11番 佐藤 敬道

14番 相馬 孝雄

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

- 議案第56号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第57号 競売公売買受適格者の証明について  
議案第58号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第59号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について  
議案第61号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について  
議案第62号 空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の指定について  
報告第19号 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について

5 その他

6 閉 会

7 参 与

農業員会事務局

局長	一戸 武二
次長	西村 実洋
農地係長	斎藤 和広
農政係長	工藤 知徳

農業委員会金木支所

支所長	秋村 正紀
-----	-------

農業委員会市浦支所

支所長	小寺 昭直
-----	-------

(開会時刻 午前10時)

司 会 それでは、ただ今から令和4年第11回総会を開会いたします。  
はじめに、森会長より挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。  
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

まず、本委員会の在籍委員数は20名であります。本日の出席委員数は15名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

まず、次第4「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第26条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がありましたので、私から指名させていただきます。

議事録署名者には、5番 小林達英委員、7番 佐藤善一委員のご両名を指名いたします。

また、書記には工藤農政係長を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、西村次長、斎藤農地

係長、秋村金木支所長、小寺市浦支所長にお願いいたします。

次に、次第5、業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和4年9月27日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を、今茂推進委員と事務局であっせんにあたりました。

あおもり農業支援センター事業1件を適正に処理したことを報告いたします。

次に、令和4年10月7日午前9時30分から、石岡雅樹委員、石岡清一委員で五所川原地区4条転用1件、5条転用1件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第56号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第56号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転5件、無償所有権移転3件です。

2ページをご覧ください。

- 1 番 大字羽野木沢字隈無、畑 1 筆、2, 199 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 300,000 円の有償移転です。
- 2 番 大字松野木字袈掛、畑 2 筆、合計 1, 274 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 30,000 円の有償移転です。
- 3 番 大字藻川字川袋、田 1 筆、5, 277 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 350,000 円の有償移転です。
- 4 番 大字野里字牧ノ原、畑 1 筆、2, 027 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 100,000 円の有償移転です。
- 5 番 大字一野坪字馬繫ほか、田 18 筆、畑 4 筆、合計 38,268.45 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
親から子へ贈与の無償所有権移転です。
- 6 番 大字前田野目字桜ヶ峰、田 1 筆、3, 679 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
贈与の無償所有権移転です。
- 7 番 金木町蒔田桑元、畑 1 筆、381 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 50,000 円の有償移転です。
- 8 番 金木町芦野、畑 2 筆、合計 1, 983 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
贈与の無償所有権移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、農地法第3条第2項の不許可要件に該当せず全て許可相当であると判断されます。

議長 議案第56号についての説明が終わりました。  
暫時休憩とします。

(休憩)

議長 休憩を終わります。  
所有権移転4番以外について審議いたします。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、所有権移転4番以外について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、所有権移転4番以外について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、所有権移転4番について審議いたします。  
「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、4番、石岡委員は退席をお願いいたします。

石岡委員 (退席)

議長 ご質問がある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、所有権移転4番について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、所有権移転4番について原案のとおり許可いたします。

4番 石岡委員の入室を許可いたします。

つづきまして、議案第57号「競売公売買受適格者の証明について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 7ページをご覧ください。

議案第57号、競売公売買受適格者の証明について。

農地法第3条の規定の適用を受ける土地について、下記のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので審議を求める。

なお、当該適格者が最高価買受申請人等となり農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする。

件数1件、金木町沢部、田5筆、17,980㎡、公売価格は5,034,400円で所有者、願出人は記載のとおりです。

入札期間は、令和4年10月14日の1日で願出人の耕作面積は、681,113㎡で、労働力の状況は、男2人、女1人です。

競売物件について、利用権設定はございません。

願出人の確保している農業用機械は、トラクター3台、田植機1台、農業用自動車3台、年間の従事日数は、270日、買受地は水稻の作付を計画しています。以上、農地法

第3条第2項の不許可要件に該当せず、適格者として許可相当であると判断されます。

議長 議案第57号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第57号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第57号について原案のとおり許可することに決定いたします。

つづきまして、議案第58号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 (議案説明)

8ページをご覧ください。

議案第58号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は1件です。

9ページをご覧ください。

1番 大字福山字広富、田2筆、合計7,653㎡、  
申請人は記載のとおりです。

転用理由は農業用倉庫と資材置場です。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約 5 km に位置し、良好な営農条件を備えている農地で、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断されます。

申請者は、長年、農業を営んできたが農業用機械等の増加で既存の農業用倉庫が手狭になり自宅から約 1.3km の場所に所有農地があり、作付け農地にも近く、農作物の集出荷に大型トラックの乗り入れが制限されず、津軽道に近いので今回の申請に至ったものです。申請地の西側に面している農地との間には、法面整形を施し土砂等の流出を防ぐ為、被害を及ぼすことのない様に努め、雨水は自然浸透させます。土地利用計画については、計画図より妥当と判断され、信用についても添付書類等から問題なく、周囲には、農地があるものの転用にあたり支障はなく許可相当と判断されます。

申請地の位置については、10 ページをご覧ください。

議 長 議案第 58 号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 ( な し )

議 長 ご質問がないようですので、議案第 58 号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委 員 ( 異議なしの声あり )

議 長 ご異議がないようですので、議案第 58 号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして、議案第 59 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与

11 ページをご覧ください。

議案第 59 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、使用貸借権 1 件です。

12 ページをご覧ください。

1 番 大字飯詰字沢田、田 1 筆、4, 112 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は資材置場及び重機置場です。

申請地は、五所川原市役所から北東へ約 6.0 km に位置し、農地が散在し、周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であるためその他の農地（第 2 種農地）と判断されます。申請人は建設業を営んでおり、事業の拡大と共に資材置場が手狭となり自宅兼事務所がある場所から約 700m の自己所有の農地を無許可で平成 27 年頃から使用していました。農地法について理解を求め、指導したところ、申請人の小田桐氏は、深く反省しており、始末書の提出がありました。土地利用計画については、北は道路、南側は既存敷地で資材置場、西・東側は山林、隣接境界からは 2m 以上の保安距離を確保し転倒や飛散を防止します。隣接する農地はなく、雨水は自然浸透させ、資材置場のため雑排水はなく、土砂の流出がないものと思われます。以上のことから、資力・信用も問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、13ページをご覧ください。

議長 議案第59号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり可決すること  
にご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、原案のとおり可決し、許可  
相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたし  
ます。

つづきまして議案第60号「農業経営基盤強化促進法第  
18条第1項の規定に係る決定について」を議題といたし  
ます。参与より説明をお願いします。

参与 14ページをご覧ください。

議案第60号、農業経営基盤強化促進法第18条第1  
項の規定に係る決定について

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議  
があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の  
規定により農業委員会の決定を求めるものであります。  
件数は、利用権設定40件、所有権移転4件です。

15ページ、番号1番から33ページ40番までの利用  
権設定40件については皆様のお手元にお配りしていま  
す農業経営基盤強化促進法第18条の調査書のとおり許  
可要件を満たしております。

34ページ、番号1番から36ページ4番までの所有権

移転4件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議長 議案第60号についての説明が終わりました。  
閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委員 (5分間閲覧)

議長 それでは時間となりましたので、1番から7番以外について審議いたします。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、2番から7番以外について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、2番から7番以外について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、利用権設定2番・3番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、15番 柳原委員には退席をお願いいたします。

柳原委員 (退席)

議長 ご質問がある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、利用権設定2番・3番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご意義がないようですので、利用権設定2番・3番について原案のとおり決定いたします。

15番 柳原委員の入室を許可いたします。

つづきまして、利用権設定4番・5番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、19番 小山内職務代理者には退席をお願いいたします。

小山内委員 (退席)

議長 ご質問がある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、利用権設定4番・5番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご意義がないようですので、利用権設定4番・5番について原案のとおり決定いたします。

19番 小山内職務代理者の入室を許可いたします。

つづきまして、利用権設定6番・7番について審議い

たします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、13番 小笠原委員には退席をお願いいたします。

小笠原委員 (退席)

議長 ご質問がある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、利用権設定6番・7番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご意義がないようですので、利用権設定6番・7番について原案のとおり決定いたします。

13番 小笠原委員の入室を許可いたします。

つづきまして、議案第61号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 37ページをご覧ください。

議案第61号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。件数1件。

1番 農地の所在は、大字沖飯詰字男鹿、畑1筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。調査の結果、非農地であると判断され、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議 長 議案第61号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第61号について承認  
することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第61号について原案  
のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第62号「空き家バンク登録にか  
かる農地の別段の面積及び区域の指定について」を議題  
といたします。

参与からの説明をお願いします。

参 与 38ページをご覧ください。

議案第62号「空き家バンク登録にかかる農地の別段  
の面積及び区域の指定について」、農地法第3条第2項第  
5号の規定の適用を受けるため、下記のとおり別段の面  
積及び区域の指定申請書の提出があったので審議を求め  
るものです。申請件数1件

1番 農地の所在は大字沖飯詰字男鹿、地目は畑、所有者、  
願出人は記載のとおりです。

「五所川原市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準  
により、申請書の提出がありました、五所川原北地区は、  
遊休農地が相当程度存在し今後も増加することが予想さ  
れ、当該区域の位置及び規模からみて別段面積を引き下

げた場合においても、区域内及び周辺の農地等の効率的な利用に支障を来たすおそれがなく、新規就農者等の受入れを促進するため、空き家バンク登録にかかる農地の別段の面積を1㎡とし、区域は五所川原北地区と設定したいので、承認を求めます。

議 長 議案第62号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第62号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第62号について原案のとおり決定いたします。

以上、議案第56号から議案第62号まで全ての審議が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報告)

議 長 その他に何かございませんか。

議 長 以上をもちまして、本日の会議の全てを終了いたします。

慎重なご審議ありがとうございました。